

広島市建設工事競争入札参加条件選定委員会設置要領

(平成8年4月1日制定・令和5年3月31日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が発注する建設工事に係る競争入札を適正に執行するため、広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）第35条第2項の規定に基づき、広島市建設工事競争入札参加条件選定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、特別選定委員会及び一般選定委員会とする。

2 一般選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事に係る標準的な入札参加条件及び個別選定条件の設定その他必要な事項に関すること。
 - (2) 1件当たりの設計金額が5千万円以上の個々の建設工事（単価契約に係るものを除く。次号において同じ。）の入札参加条件の設定又は入札参加者の選考に関すること。
 - (3) 1件当たりの設計金額が5千万円以上の個々の建設工事の入札参加申請者に係る入札参加資格の有無の確認のうち当該工事の担当課長が特に必要と認めるものに関すること。
 - (4) 1件当たりの設計金額が5千万円以上の個々の建設工事（緊急に発注を要する応急復旧工事に係る契約事務の特例の適用を受けたもの及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号又は第9号に該当するものを除く。）に係る特命随意契約の採用に関すること。
- 3 特別選定委員会の所掌事務は、前項第2号から第4号までに規定する事務のうち1件当たりの設計金額が5億円以上の個々の建設工事、一般選定委員会の委員長が特に必要と認めるものとする。

(構成等)

第3条 前条第1項に規定する特別選定委員会及び一般選定委員会は、それぞれ次の者をもって構成する。

区 分	特別選定委員会	一般選定委員会
委 員	財政局長 都市整備局長 道路交通局長 下水道局長 財政局契約部長	財政局契約部長 都市整備局次長 都市整備局営繕部長 道路交通局道路部長 下水道局施設部長

2 特別選定委員会及び一般選定委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、それぞれ次の者をもって充てる。

区 分	特別選定委員会	一般選定委員会
委 員 長	財政局長	財政局契約部長
副 委 員 長	都市整備局長	都市整備局次長

3 委員長は、それぞれの会務を総理する。

4 委員長に事故がある場合又は次条第4項の規定に該当する場合は、副委員長がその職務

を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 特別選定委員会にあつては必要に応じて随時に、一般選定委員会にあつては原則として毎水曜日に開催するものとする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の議事において、委員は自らの所属に関する案件については、表決に参加することができない。

6 一般選定委員会が所掌する案件において、委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、同委員会の審議を省略することができる。

(1) 第2条第2項第1号に規定する標準的な入札参加条件として一般選定委員会が設定した「一般競争入札参加資格となる施工実績等の設定基準」どおりに一般競争入札における入札参加条件を設定しているとき。

(2) 第2条第2項第1号に規定する標準的な個別選定条件として一般選定委員会が設定した「特定の災害における指名競争入札の個別選定条件設定基準」どおりに指名競争入札における個別選定条件を設定しているとき。

(3) 広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第17条に規定する再度公告入札又は同規則第21条に規定する再度通知入札に付す場合で、元の入札と同じ条件を設定しているとき。

(持回り審議)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない事情により会議を開催することができない場合その他委員長が委員会に諮って定める場合は、会議の開催に代えて、議事に係る書類を持ち回る方法（以下この条において「持回り審議」という。）により、各委員の表決を求めることができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、持回り審議について準用する。

(委員への説明)

第6条 委員会での審議に際して、その審議の対象案件である工事（以下「当該工事」という。）の概要、入札参加条件の設定内容、入札参加資格の有無等に関する説明は、原則としてそれぞれ次の者が行うものとする。

区 分	特別選定委員会	一般選定委員会
説 明 者	当該工事の担当局長又は担当部長 (これに準ずる者を含む。)	当該工事の担当部長又は担当課長 (これに準ずる者を含む。)

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会資料の提出期限)

第8条 当該工事の担当課長（これに準ずる者を含む。）は、委員会での検討に当たり必要となる資料を、委員会開催日の3日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条に規定する市の休日の日数は、算入しない。）前までに、委員会の庶務を担当する課に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政局契約部工事契約課において処理する。

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

(広島市指名業者選考委員会要領の廃止)

2 広島市指名業者選考委員会要領（昭和53年9月29日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。